

第 3 9 8 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 5 月 1 0 日開催

第 3 9 8 回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 6 年（2 0 2 4 年）5 月 1 0 日（金） 午後 1 時 3 0 分から

開催場所 県庁行政棟本館 5 階 審議会室

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也 廣田幸英
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
藤田香織 田中愛美

（欠席委員）桑原千知

（天草広域本部農林水産部水産課）主幹 長山公紀

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣

（事務局）事務局長 清田季義 主幹 堀田英一 参事 徳留剛彦 技師 對馬康史
議 事

（1）議 題

第 1 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第 2 号議案

たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について（指示）

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただいまから第 3 9 8 回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、1 5 名中、1 4 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第 3 9 8 回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を 1 部と「漁業法関係法令集」という冊子を 1 部お配りしております。 過不足等ありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。
議長	今日は、第 3 9 8 回天草不知火海区漁業調整委員会に、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。 皆さんご存じのとおり、新しい知事が誕生しました。これから、水産業にもかなり目を向けてくれる知事と信頼していますので、これからも皆さん、一緒に水産のために頑張ってくださいと思います。
議長	議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第 1 0 条で定められております議事録署名につきまして、本日は想定していた桑原委員が急遽欠席のため、深川委員と岸田委員にお願いいたします。

水産振興課	なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。 それでは議事に入りたいと思います。 第１号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。 水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料２ページから２３ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。 まず、法令集の上から１枚目のスライドの２番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、えび流し網漁業など９つの漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、すくい網漁業です。 最初に新規の許可について説明します。まずは、えび流し網漁業です。スライドは、３番に漁法を４番に操業区域や隻数を示しています。スライド３番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド４番の参考図に示しております、緑色で色付けした不知火海となっています。ただし、７月１５日から８月２０日までは黒線より以北の不知火海では操業できません。許可予定の隻数は１隻、船舶の総トン数は５トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料２ページから３ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。 次は、中目流し網漁業についてです。スライド５番に漁法を６番に操業区域や許可予定の隻数を示しています。中目流し網漁業では、スライド５番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。漁業時期は２種類あり、不知火海が２月１日から１１月３０日まで、天共第１号共同漁業権漁場内維和地先が周年となっています。制限措置の操業区域は、スライド６番の参考図に黄色で色付けした天共第１号共同漁業権漁場内維和地先と緑色で色付けしている不知火海を組み合わせた区域になります。許可予定の隻数は１隻、船舶の総トン数は５トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料４ペ
-------	---

ージから6ページに記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド7番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、1つは、スライド8番の参考図に黄色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先と、もう1つは、赤色で色付けしている天共第11号共同漁業権漁場内栖本地先です。許可予定の隻数は、不知火地区が1隻、天草地区が1隻、その他の内容は、資料7ページから8ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次は、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド9番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は3月15日から8月31日までとなっています。操業区域は、スライド10番の参考図に青色で色付けしている不知火海及び赤色で色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内樋島地先を組み合わせた区域です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料9ページから10ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、筒漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の左の図のような筒状の漁具を海底に設置します。狭い場所を好む習性を利用して、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっています。

今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド12番の参考図に青色で色付けしている火共第1号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料11ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

次に、いかかご漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の図のような漁具により、こういか等を漁獲します。漁業時期は12月から翌年6月までとなっており、有明海、不知火海で営まれています。今回、制限措置に係る操業区域は、スライド14番の参考図に緑色で色付けしている火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内となります。許可予定の隻数は、1隻で、その他の内容については、資料12ページに記載のとおりとなっております。いかかご漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のようなかごを設置し、かにを漁獲します。漁業時期及び操業区域は、資料13ページに記載のとおり、3つに分かれます。不知火地区は、スライド16番の参考図に青色で色付けしている火共第1号共同漁業権漁

場内が12月から翌年4月まで、赤色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内二見地先が、10月から翌年5月までです。天草地区は、同じくスライド16番の参考図にオレンジ色で色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内中地先と緑色で色付けしている不知火海を組み合わせた区域で、8月から12月までです。許可予定の隻数は、不知火地区が各2隻、天草地区が1隻となっています。その他の内容については、資料13ページから16ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次に、ぼらかご漁業です。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の左の図のような漁具を海底に設置し、ぼらを漁獲します。漁業時期は6月から10月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド18番の参考図に赤色で色付けしている天共第11号共同漁業権漁場内栖本地先です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については、資料17ページに記載のとおりとなっています。ぼらかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、19番に漁法を20番に操業区域や隻数を示しています。スライド19番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっています。操業区域は3つに分かれています。スライド20番の参考図に青色で色付けしている火共第1号共同漁業権漁場内、オレンジ色で色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内中地先、緑色で色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内維和地先です。許可予定の隻数は不知火地区が2隻、天草地区が各地先で1隻ずつとなっています。その他の内容については、資料18ページから21ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴う許可である、すくい網漁業についてです。スライドは、21番に漁法を22番に操業区域や隻数を示しています。スライド21番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわし類で、周年操業が可能となっています。今回、区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド22番の参考図に青色で色付けしている天共第5号共同漁業権漁場内佐伊津地先と緑色で色付けしている天共第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は各1隻です。船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料22ページから23ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド23番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和6年5月20日から令和6年5月27日までを予定しています。

許可の有効期間満了に伴う許可は、令和6年5月20日から令和6年6月7日までを予定しています。

	以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
廣田委員	資料１１ページの筒漁業には、数の制限はないのですか。
水産振興課	統数の制限はありません。
議長	かごなどでも、漁具の数の制限がある。筒漁業でも、個数制限はあるのでは。
水産振興課	統数でなく、漁具の個数であれば、筒漁業については、有明海で３００個の制限がありますが、今回申請予定の不知火海では、許可取扱方針上、漁具の数の制限はなく、操業調整がつけば認めることになっています。
議長	水産振興課から説明がありました。廣田委員、よろしかったですか。
廣田委員	わかりました。
議長	それでは他に質疑が無ければ、第１号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
全委員	はい
議長	それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。
議長	続きまして、第２号議案「たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局でございます。 たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について御説明いたします。 資料の２４ページをご覧ください。 令和６年４月１９日付け熊漁指発第１５号により、熊本県漁業協同組合連合会から当委員会に対し、浮きガザミの採捕禁止について要望書の提出がありました。 要望書の内容につきましては、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き、不知火海の熊本県海域において、たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止に係る委員会指示の発出を要望するものでございます。

	続いて２５ページをご覧ください。 参考として、昭和４９年から令和３年までの本県海域におけるガザミの漁獲量の推移を示しました。 資料上段のグラフは、熊本県全体を示し、下段のグラフは、不知火海のガザミの漁獲量の推移を示しております。 不知火海におけるガザミ漁獲量の推移に着目しますと、昭和６０年代から平成初期の時期に漁獲量が急激に減少していることが分かります。 平成１３年以降、若干漁獲量が増加した時もありましたが、近年は、５０トン以下の低水準で推移しております。 ２６ページの資料をご覧ください。 参考ですが、令和６年（２０２４年）２月２２日に開催されました、第４３回日本海・九州西広域漁業調整委員会におきまして、６月１日から６月１５日までの期間、有明海のほうで、たも網その他すくい網によりガザミを採捕してはならないとの委員会指示が既に発出されています。 このような状況を踏まえ、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き採捕禁止を内容とする委員会指示の発出が必要であると考えます。 事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いします。
議長	ただ今、水産振興課より、第２号議案について説明がありました が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	よろしいですか。
全委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第２号議案については、当委員会 が指示を行うことでよろしいでしょうか。
全委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	それでは、委員会指示の内容について御説明いたします。 資料２７ページをご覧ください。委員会指示の案を示しております。 指示の内容につきましては、不知火海の熊本県海域におけるガザミ資源の保護を目的として、６月１日から６月３０日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止するものです。 指示の有効期間は、令和６年（２０２４年）５月下旬の県公報登載日

	からを予定しており、令和7年（2025年）3月31日までとしております。 説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
全委員	（意見なし）
議長	事務局はありませんか。
事務局	早速ですが、5月下旬～6月初旬の間に、第399回委員会の開催を予定しております。 内容は、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理区分へ配分する数量に関する件と、休業中の真珠養殖業の区画漁業権に係る件を予定しています。今年度に入り、早くも2回目の開催となりますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。 現在、日程調整中ですが、近日中にお知らせいたします。
議長	どの日を想定していますか。
事務局	現時点で、ほとんどの方から出欠の回答をいただいております。5月21日、31日、6月3日、7日が出席可能者数が多いようです。会場を確保し、後日お知らせしたい。
議長	ここで、各委員の意向を聞いて、開催日を来月あたりで決めてはどうか。

友村委員	お昼前後が良い。昨年度、１５時３０分開催の時があり、最終のフェリーに間に合わず、海上タクシーも捕まらない時があり、帰りが夜間となった。
事務局	先ほど説明した候補日は、どれも出席可能者数が同程度。時間や会場も踏まえると、６月３日午後か、７日が想定される。
議長	６月３日かどうか。
委員	７日より３日が良いとの声有り。 他の委員も了解。
議長	事務局は、どうか。
事務局	６月３日午後早くで、時間は会長と相談して決定させていただきたい。
議長	それでは、次回は、６月３日月曜日午後とします。委員の皆さんよろしくをお願いします。 事務局から他にありませんか。
事務局	ありません。
議長	ないようですので、これで第３９８回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。